



ツアーの移動で排出されるCO2などの温室効果ガスを算出し、
相殺することで環境にやさしいバスツアーを目指します。



西鉄旅行ホームページでも受付中!!
こちらのQRコードよりお申込みください♪



天皇杯JFA 第105回全日本サッカー選手権大会 1回戦

ギラヴァンツ北九州 **VS** 島根県代表

★選手のサイン入りグッズが当たるクイズ大会も実施★

旅行代金に含まれるもの = 貸切バス代 ※観戦チケットは付いておりません。

○ = 下車観光 ◎ = 入場観光

商品No.DB-DB25-GV0003

期 日	行 程
5月25日 (日)	05 : 20集合/05 : 30発 黒崎駅北口 05 : 50集合/06 : 00発 小倉駅新幹線口駐車場 11:30頃着 キックオフ 13:00 15:30頃発 島根県立浜山公園陸上競技場 ギラヴァンツ北九州 vs 島根県代表 21:00頃着 21:30頃着 黒崎駅北口 ※詳しい日程はお申し込み後にお送りする、最終行程表にてご案内いたします

5月25日(日)出発限定

お申込み/5月12日(月) 12:00まで受付

■基本代金(おひとり様/税込/大人小人同額) ※5/11(日)の県予選決勝にて勝利時のみ催行

旅行代金

¥16,800

- ◆ 最少催行人数/25名
 - ◆ 食事/なし
 - ◆ 添乗員が同行いたします
 - ◆ 利用予定バス会社/西鉄グループバス(予定) ※ バスの座席指定はできません。
 - ◆ 観戦チケットは付いておりません。
- ※ 5/11(日)の県予選決勝にて勝利時のみ催行

2025ギラヴァンツ北九州 オフィシャルアウェイツアー 参加申込書

※太線内をすべてご記入ください。郵送にてお申込みの方は控えとして必ずコピーをお手元に保管してください。

西鉄旅行株式会社 御中

以下に記載する個人情報を旅行手配、手続代行のために必要な範囲内で宿泊・運送機関、保険会社その他の第三者に提供されること、及び貴社の商品やサービス・キャンペーンの案内等で利用されることを同意のうえ申込みます。

お申込日	年	月	日
旅行期間	2025年5月25日(日)		
試合日程	5月25日(日) 13：00 島根県代表戦		

申込代表者	①	フリガナ		男・女	歳	携帯番号		ご参加人員	
		氏名				() -	大人	人	
	住所	〒	-	F A X	小学生	人			
				() -	幼児	人			
				(※1)メールアドレス	合計	人			

同行者	②	フリガナ		男・女	歳	乗車地希望 ご希望駅に○をお付けください			
		氏名				①	黒崎駅北口		
	③	フリガナ		男・女	歳	②	小倉駅新幹線口		
		氏名				※備考欄			
	④	フリガナ		男・女	歳				
氏名									

【旅行代金お振込先】福岡銀行 北九州営業部 普通口座 No.1212821 (口座名) 西鉄旅行株式会社

※お振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となりますのでご了承ください。

旅行条件のご案内 (抜粋)

この旅行は、西鉄旅行株式会社(以下「当社」と云う)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と云う)を締結する事になります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービスの提供を受ける事ができるように手配し、旅程管理をする事を引き受けます。旅行契約の内容・条件は各コース毎に明示した条件の他、下記条件及び当社の旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求下さい。

1. 旅行の申込み及び旅行契約の成立

- 所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受理をもって契約の成立となります。
- 申込金(おひとり様)はコース毎に記載した金額又は旅行代金の20%相当額(但し百円未満は切り捨て)と

2. 旅行代金のお支払い期限及び旅行代金の適用

- 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前までにお支払い下さい。
- コース毎に特に注釈がない場合、旅行出発日現在満12歳以上は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満の方は、こども代金になります。

3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- 旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。
- 旅行日程に明示されていない個人的な飲食料金及び税金、サービス料、チップは含まれません。

4. 旅行契約内容及び旅行代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。
- 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。
- (お客様の交替) お客様は当社の承諾を得て所定の手数料をお支払い戴く事により、交替する事ができます。

5. お客様による旅行契約の解除

- お客様の都合で旅行契約を解除される場合は下記の取消料をお支払い戴きます。お取消しの連絡は、旅行の申込みを受けた販売店の営業時間内のみお受けします。
- 当社の責任とならないローンの手続き上の事由による取消しの場合も下記取消料を戴きます。
- 下記の場合は、取消料は戴きません。
 - 旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた時。(a)旅行開始日又は終了日の変更。(b)観光地、観光施設、その他の目的地の変更。(c)運送機関の種類又は運送会社の変更。(d)運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。(e)宿泊施設の変更。(f)宿泊施設の客室の種類・設備
 - 旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となった時。

解除時期など		取消料(違約料)
旅行開始日の前日	①11日目に当たる日より前から起算してさかのぼって	無料
	②10日目に当たる日以降6日目に当たる日まで	旅行代金の20%
	③5日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日		旅行代金の40%
⑤旅行開始日の当日		旅行代金の50%
⑥旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%
お客様の都合でサービスの一部を利用しなかった場合又は旅行日程途中からの参加・離団の場合、権利放棄となり一切の払戻は致しません。		

6. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。(一部例示)

- 旅行代金が所定期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料を違約料として戴きます。
- 参加者が最少催行人員(パンフレット記載の人員)に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。
- 申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

7. 添乗員等

- 添乗員同行表示コースには、全行程添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- 個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きはお客様ご自身で行っていただき

お申込みの際には、旅行条件書の全文をお渡しします。

8. 当社の責任及びお客様の責任

- 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償します。(お荷物に關係する賠償限度額は15万円)但し天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国の規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。
- 当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けず。

9. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

【国内旅行傷害保険加入のすすめ】上記補償では、傷害・治療等については充分な補償がありません。安心して旅行をしていただく為に、別途「任意保険」を掛けられるようお勧めします。

★★当社にて取扱いができます。詳細については係員にお尋ね下さい。★★

10. 旅程保証

旅行日程に5.(3)-①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、追加代

11. その他

- 添乗員同行の有無は、各コース毎に表示しています。なお添乗員が同行しないコースの旅管理業務を行う当社の連絡先は、西鉄旅行(株)北九州支店(093)563-3710です。
- 天災地変、気象条件(台風・積雪・大雨など)、事故などの影響で運送機関の遅延・不通により生じる代替運送交通費の差額・延泊宿泊費・食事代などの旅行代金に含まれない諸費用はお客様の負担となります。
- 当社はいかなる場合でも、旅行の再実施は致しません。
- 本旅行条件は、令和7年4月18日現在を基準としております。

個人情報の取扱いについて

- 当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他(1)当社及び当社と提携する企業の商品やその他、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。にお客様の個人情報を利用させていただく
- 当社は旅行先でのお客様のショッピング等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データをデューティフリーショップなどの土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗される航空便名を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、提供の停止を希望される場合は、出発の14日前までにお申し出下さい。

●お申込み・お問い合わせ

観光庁長官登録旅行業第579号

西鉄旅行株式会社北九州支店

〒803-0822 北九州市小倉北区青葉1-2-32 (西鉄バス青葉車庫2階)

TEL(093)563-3710 FAX(093)563-3755

営業時間 平日/9：30～17：40(昼休み 12：30～13：30)土日祝/休

JATA正会員 総合旅行業務取扱管理者：井手上 靖司

担当：鎌田 / 業務グループ

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

旅行企画実施  西鉄旅行株式会社 北九州支店

 旅行業公正取引協議会 会員

 ボンド保証会員